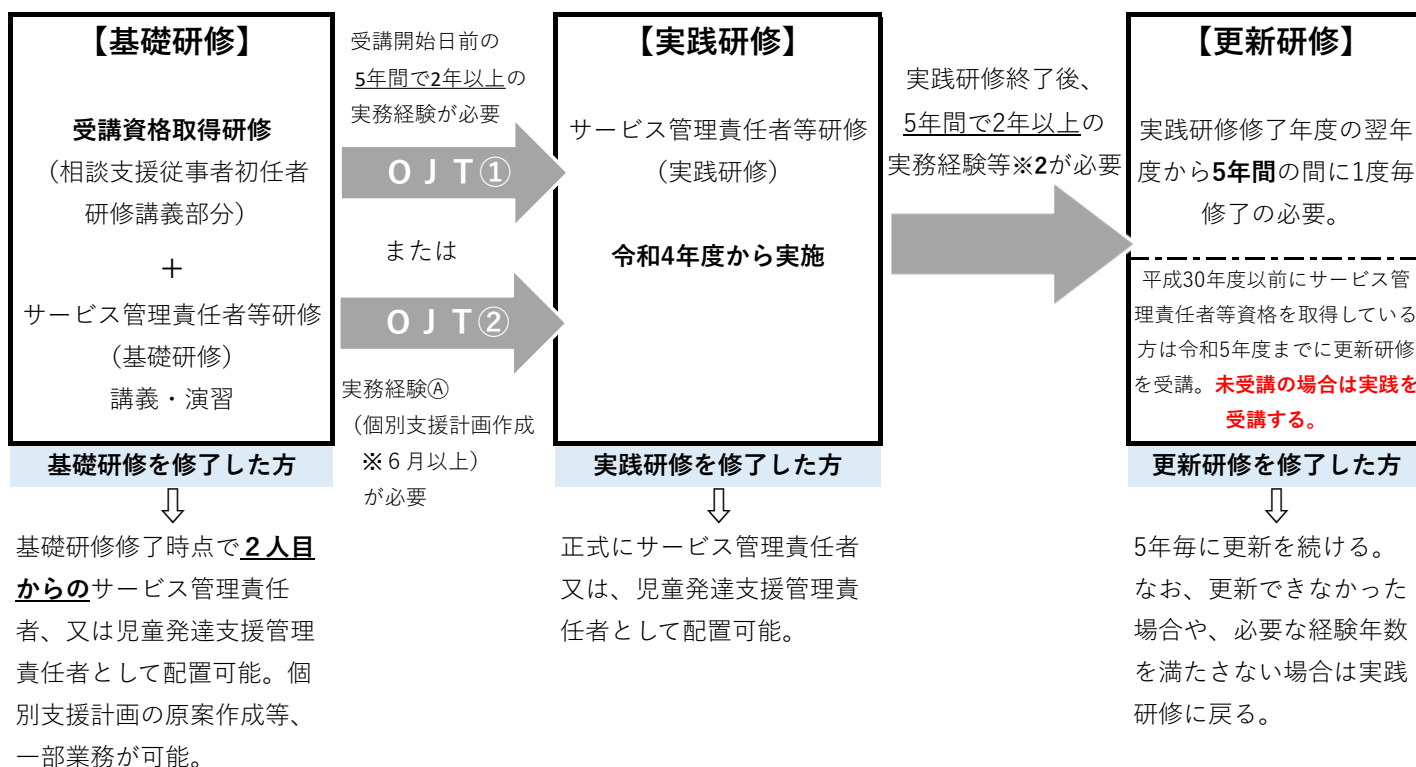


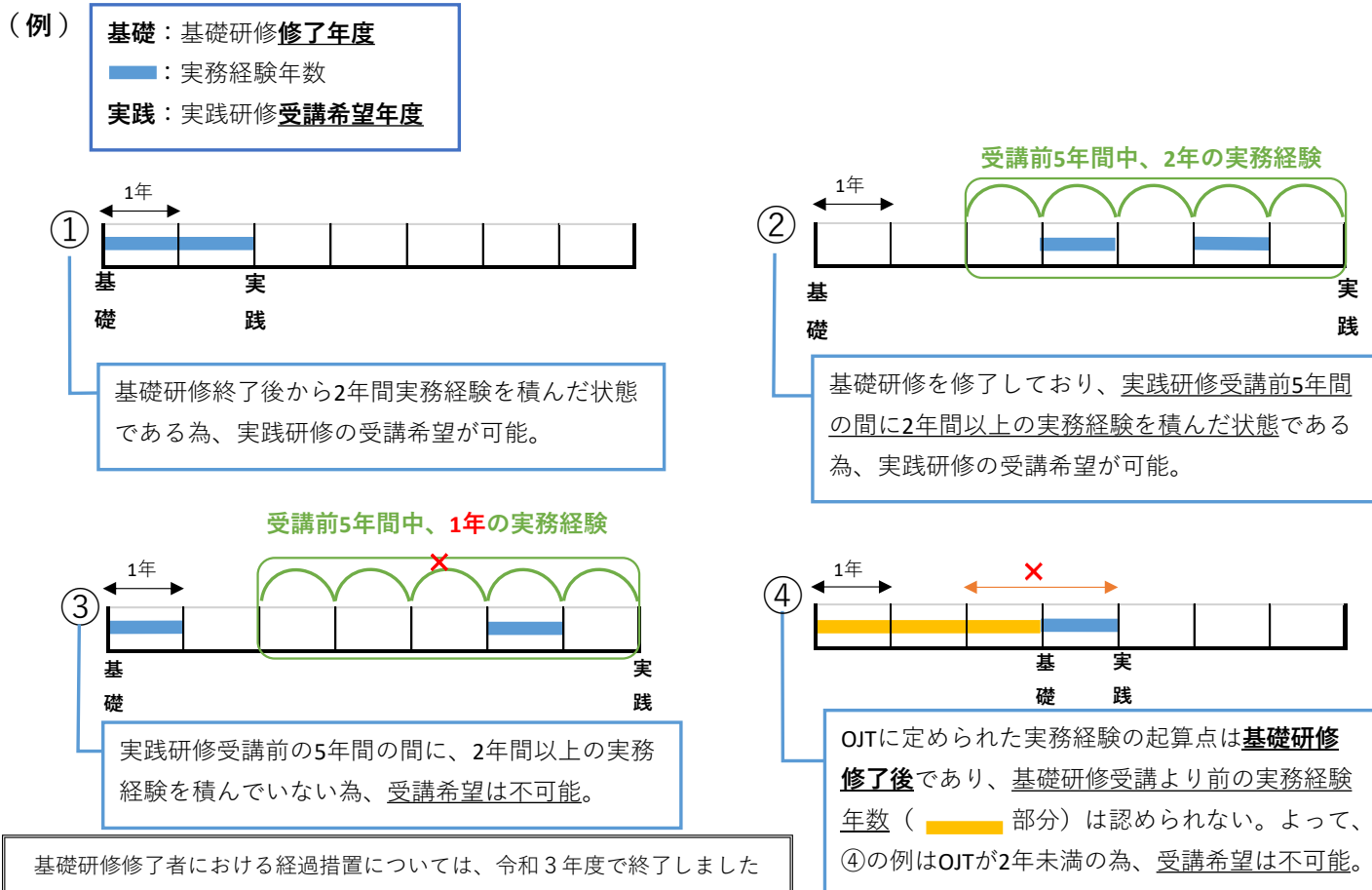
## サービス管理責任者等研修受講の流れと経過措置等について

(特非)栃木県障害施設・事業協会



### 1 実践研修受講要件

#### OJT①：基礎研修終了後、実践研修受講までに5年間で2年以上の業務従事が必要



OJT②：現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験**④(OJT)については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを**原則**として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合**には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

**【要件】①～③を全て満たす必要あり**

- ①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件**④（相談支援業務又は直接支援業務3～8年を満たしている）。
- ②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
  - ・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う。
  - ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。
- ③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

**2 更新研修受講要件**

受講日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員としての**実務経験**、又は現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として**従事している**ことが必要。

**平成30年度以前に資格を取得されている方**

令和元年度から令和5年度までの期間内に初回の更新研修を受講する。

平成30年度以前に資格を取得されている方の初回の更新研修（令和元年度から令和5年度までに限る）においては、更新研修の受講に**実務経験は必要ない**。ただし、2回目以降の更新研修受講には、受講日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事していることが必要である。

平成30年度以前に資格を取得し、令和5年度までに初回更新研修を受講できなかった方、もしくは、更新研修の修了証に記載されている**【本修了証書有効期間（次回更新研修受講期間）】**に更新を行わなかった方は、**実践研修**を受講する事で、再度サービス管理責任者等の職務に就くことができる。

**2回目以降の更新研修について**

**（例）令和6年度の2回目の更新研修をした場合**

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	...
①初回更新				②受講							...

**（例）令和5年度の2回目の更新研修をした場合**

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	...
①初回更新				②受講							...

令和2年4月1日から令和7年3月31日までは、①で発行された修了証を使用。令和7年4月1日以降も引き続きサービス管理責任者等の職務を続けたい場合は、 期間内に実務要件を満たし、2度目の更新研修（②）を受講する。  
(令和7年3月31日までは、①の修了証を使用)

令和7年4月1日から令和12年3月31日までは、②で発行された修了証を使用。令和12年4月1日以降も引き続きサービス管理責任者等の職務を続けたい場合は、 期間内に実務要件を満たし、3度目の更新研修を受講する。以降この考え方を基に、5年毎に更新研修を受講する。